

■平成22年度「第2次男女共同参画行動計画」の推進に関する実績評価表(活動指標)

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり  
1 男女共同参画の意識づくり

・**網掛け** は、第2次行動計画の活動指標として定められた取組  
・目標値を9割以上達成は◎、7割以上9割未満は○、7割未満は△、未実施は×で表す  
(活動指標によっては、年間の目標値で評価)

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標				取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度			評価
(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動		1 男女共同参画推進月間の実施	男女共同参画推進月間において事業を集中的に実施する	推進月間において、記念講演会の開催や、広報紙・ホームページへの特集の掲載、男女共同参画啓発誌の発行、標語・イラストコンクールの実施などにより、重点的・集中的に啓発事業を実施する。	男女共同	—	—	—	—	男女共同参画推進月間において啓発事業を実施(5回)	【課題】 ・より多くの市民に男女共同参画に関する興味・関心をもってもらえるような啓発事業の実施手法と周知方法 【今後の対応】 ・市民にとって身近な問題やテーマを取り上げながら、男女共同参画推進月間において、重点的・集中的に事業を展開	
	●	2 ときめく未来へ参画会議の開催	「ときめく未来へ参画会議」の開催	男女共同参画を推進する市民団体と実行委員会を立ち上げ、課題研究・討議等を開催する。	男女共同	「ときめく未来へ参画会議」の開催回数	年1回	年1回	年1回	◎	「ときめく未来へ参画会議」の開催(1回) 【参考値】 「ときめく未来へ参画会議」の参加者(延714人)	【課題】 ・より幅広い年齢層の参加促進、より多くの参加を促す手法 【今後の対応】 ・男女共同参画について、若い年齢層にも興味・関心の高いテーマを取り上げながら事業を実施
		3 男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしゅぶ」の発行と周知	年2回、男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしゅぶ」を発行し、自治会回覧や、市立小・中学校、工業団地内企業等に配布・周知することにより、市民の意識啓発と理解の促進を図る。	男女共同	—	—	—	—	男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしゅぶ」の発行(年1回)	【課題】 ・より効率的・効果的な周知啓発 【今後の対応】 ・市民の興味・関心が高いテーマや社会問題などをテーマにした掲載内容の検討	
			「男女共同参画推進センターだより」の発行と周知	男女共同参画推進センターの事業紹介などを行う「男女共同参画推進センターだより」を発行し、関連施設へ配布する。	男女共同	—	—	—	—	「男女共同参画推進センターだより」の発行(年2回)	【課題】 ・より多くの市民に読んでもらうための内容や配布方法 【今後の対応】 ・市民が興味・関心を持つような掲載内容や配布方法を検討	
			広報紙等による情報発信	男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙や市ホームページなどの様々な媒体を活用し、重点的・集中的に情報発信することで、市民の意識啓発と理解の促進を図る。	男女共同	—	—	—	—	広報紙に男女共同参画推進事業(特集)の掲載(年3回)	【課題】 ・男女共同参画や事業に関する情報について、より多くの機会を利用した情報発信 【今後の対応】 ・広報紙に加え、市ホームページの掲載内容を充実	
			情報コーナーの設置	情報コーナーにおいて、市男女共同参画事業や計画等、国・県・他市の男女共同参画に係る資料、男女共同参画に関する新聞記事のスクラップ等を紹介し、市民の意識啓発を図る。	男女共同	—	—	—	—	情報コーナーでの男女共同参画に関する情報の提供(随時)	【課題】 ・男女共同参画に関する最新の情報を市民に分かりやすく提供するための手法 【今後の対応】 ・様々な媒体を活用した最新情報の収集・提供	
		4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施	啓発イベントの開催	遊び体験、ステージイベント、模擬店、講演、啓発展示、NPO・企業等によるブース展示・工作体験などを開催する。	子ども未来	—	—	—	—	啓発イベント(宮っこフェスタ)の開催(来場者28,000人)	【課題】 会場ごとにテーマやメッセージ性を持たせ、効果的・効率的な事業展開 【今後の対応】 ふれあいのある家庭づくりの機運が市民全体に浸透するよう、イベント内容と広報啓発の見直し	
			作品コンクールの実施	絵画・作文・川柳・メッセージ部門で作品を募集し「家庭の日」の啓発を促す。	子ども未来	—	—	—	—	作品コンクールの実施(応募点数843点)	【課題】 ・コンクールの認知度の更なる向上、「家庭の日」の啓発を推進 【今後の対応】 ・「家庭の日」をイメージしやすくする作品コンクールの優秀作品(絵画等)を使用した啓発物品の有効活用、広報活動の更なる強化	

(1)	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値 (24年度)	計画策定時 (19年度)	22年度	評価			課題・今後の対応
男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動	5	市職員への啓発	市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行・周知	庁内ランを利用して職員に対し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同	—	—	—	—	—	市職員向け「男女共同参画ニュース」による情報提供(年1回)	【課題】 ・市職員へのより効率的・効果的な周知・啓発 【今後の対応】 ・各課業務・職員に共通する問題やテーマを取り上げながら、男女共同参画に関する周知・啓発を実施	
			人権研修・セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	市職員を対象に、人権研修やセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施する。	人事	—	—	—	—	—	人権研修の実施(年1回) セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施(年1回)	【課題】 ・引き続き多くの受講者の確保 ・人権やセクハラについての認識向上 【今後の対応】 ・研修の意義や重要性による効果的な研修開催のPR ・より多くの職員が参加することによって認識を高める	
			男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知	庁内ランを利用して職員に対し、「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を周知する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	表現ガイドラインの周知(年1回)	【課題】 ・市職員への表現ガイドラインについての理解促進 【今後の対応】 ・全庁掲示板などを活用し、積極的に周知
			保育士対象の男女共同参画研修の実施	幼児期から男女共同参画意識を養うため、幼児に接する保育士の男女共同参画意識を高める研修を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	保育士向けの出前講座の実施(1回, 13人)	【課題】 ・より多くの保育者に男女共同参画に関する理解促進 【今後の対応】 ・公立保育園に限らず、民間保育園にも参加を積極的に呼びかける
(2) 男女共同参画の意識を高める学習の推進	6	男女共同参画推進講座の開催	男女共同参画推進市民講座(出前講座)の開催	各種団体や地域等へ出向き、男女共同参画に関する講座を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	男女共同参画推進市民講座(出前講座)の開催(8回, 295人)	【課題】 ・男女共同参画の視点を踏まえ、かつ市民の興味・関心の高い講座内容の検討 【今後の対応】 ・市民の興味・関心の高い講座の企画、効果的な周知による参加の促進	
			市民企画型啓発講座の開催	市民団体の企画提案による啓発講座を市民団体と協働で実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	市民企画型講座の開催(3回, 82人)	【課題】 ・より多くの団体による市民企画型講座の実施・活用 【今後の対応】 ・市民企画型講座の積極的な実施・活用に向けた団体への周知・促進
			男女共同参画推進講座の開催	男女共同参画に関する各種講座を実施する。	男女共同	男女共同参画推進講座の開催回数	年50回	17回 ※市民講座(出前講座)	年42回	○	男女共同参画推進に関する講座の開催(年42回)	【課題】 ・男女共同参画の視点を踏まえ、かつ市民の興味・関心の高い講座内容の検討 【今後の対応】 ・市民の興味・関心の高い講座の企画、効果的な周知による参加の促進	
	7	若者への学習機会の提供	男女共同参画社会づくり標語等コンクールの実施	中学1・2年生を対象に男女共同参画社会づくり標語・イラストコンクールを実施し、入賞作品を展示や啓発物品などに広く活用する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	男女共同参画社会づくり標語等コンクールの実施(作品応募校数17校)	【課題】 ・入賞作品の更なる活用の検討 【今後の対応】 ・男女共同参画推進週間や月間に入賞作品を展示するなど、展示回数が増を検討
			パートナーシップ甲子園(男女共同参画料理コンテスト)の実施	高校生・大学生を対象に男女ペアで協力しながら、料理を作る過程を審査する。	男女共同	パートナーシップ甲子園の開催回数	年1回	—	×	年0回	×	より多くの人々が参加できる啓発方法の構築	【課題】 ・高校生や大学生が男女共同参画を身近に考える機会となる効果的な啓発手法等を検討 【今後の対応】 ・男女共同参画について考える機会となるコンクール等(例:4コマ漫画)の実施検討
			若者向けの暴力防止のための啓発	デートDV防止講座の開催や、デートDV防止リーフレットの配布などにより、DV未然防止に向けた若者向けの啓発事業を行う。	男女共同	—	—	—	—	—	—	市内全成人式会場においてDV防止リーフレットを配布(4, 600部)	【課題】 ・若い世代へのDVについての理解促進や早期防止啓発の手法 【今後の対応】 ・引き続きリーフレットを配布し啓発に努める ・中学生向けデートDV防止リーフレットの作成 ・中学生向けデートDV防止出前講座の実施

# 基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

## 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価			
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実	8	家庭教育に関する意識啓発事業の実施	家庭教育情報誌の発行・周知	小学校低学年までの子どもをもつ保護者に、小学校や幼稚園、保育所、公共施設等をとおして、親学情報誌を配布する。	生涯学習	家庭教育情報誌の発行回数	年2回	年2回	年2回	◎	家庭教育情報誌の発行(2回、各37,000部)	【課題】 ・親学情報誌と子ども情報センター情報誌の統合による配布対象者(中学3年生まで)の拡大に伴う、掲載内容の充実 【今後の対応】 ・思春期の子どもを持つ保護者への内容を掲載	
			家庭教育啓発ビデオの作成と周知	成人式において効果的な啓発を実施するために、映像資料の充実を図る。	生涯学習	—	—	—	—	—	家庭教育啓発ビデオを活用した周知・啓発(使用箇所数25箇所)	【課題】 ・成人式における新成人への啓発内容の充実 【今後の対応】 ・視覚に訴える内容を含めた、市長メッセージの内容の充実	
	9	家庭教育に関する学習機会の提供	出前講座の開催	幼稚園、学校、PTA等からの要請により、子育てに必要な知識や技術、親の役割などを学ぶ講座を実施する。	生涯学習	—	—	—	—	—	親学出前講座の実施(94件)	【課題】 ・就学時健康診断等、多くの保護者に講話等を行える効果的な機会の更なる活用 ・家庭教育支援団体や企業等と継続的な連携による講座内容の充実 【今後の対応】 ・講座の参加者調査で約98%という満足度の高い学習機会を提供できているが、引き続き参加者ニーズを捉えた満足度の高い、また、親力向上に資する講座の提供に努める ・家庭教育支援団体との連携による、新規講座のプログラム開発	
	6	男女共同参画推進講座の開催(再掲)	男女共同参画推進市民講座(出前講座)の開催 市民企画型啓発講座の開催 男女共同参画推進講座の開催										
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	10	人権(男女平等)教育の推進	人権(男女平等)教育の推進	様々な人権問題を各教科で取り扱った授業を実践し、市全体で授業研究会を行う。	学校教育	—	—	—	—	—	人権(男女平等)研修会の実施(参加者93人)	【課題】 ・研修内容の校内の各教員への周知徹底 【今後の対応】 ・校内での研修伝達時間の確保等の推進	
	●11	男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施	男女共同参画教育参考資料「かがやき」の活用	男女共同参画教育参考資料「かがやき」を、授業や宿題で活用するほか、ゲーム等を交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施する。	男女共同	男女共同参画教育参考資料を授業等で活用している学校の割合	100%	54.4%	57.4%(H22.3)	△	男女共同参画教育参考資料を授業等で活用(活用している学校の割合57.4%)(H22.3) 【参考値】 男女共同参画教育参考資料の配布部数	【課題】 ・男女共同参画教育参考資料及び教育出前講座の活用の促進 【今後の対応】 ・活用の手引きや教育出前講座案内での各学校への積極的な周知・活用促進	
	12	若者への性教育の充実	「性教育サポート事業」の実施	中学3年生を対象に、自他の生命尊重、人工妊娠中絶の現状や心身への影響、心身の成長、責任ある行動、性感染症などについて産婦人科医師による講話を行う。	学校健康	—	—	—	—	—	—	学校における性教育サポート事業の実施(25校中25回)	【課題】 ・より今日的な課題をテーマとした講話等の実施 【今後の対応】 ・市医師会との事前打合せの充実による講話内容等の充実
			エイズ予防啓発普及活動、性といのちの健康教育出前講座の実施	市内の小中学校・高等学校において性感染症やエイズ予防に関する健康教育を実施する。  小・中・高校生を対象とした保健師による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。	保健予防  子ども家庭	—  —	—  —	—  —	—  —	—  —	—  —	エイズ予防啓発普及活動の実施(参加者8,853人)  性といのちの健康教育出前講座の開催(参加者3,555人)	【課題】 ・幼児期から青年期までの発達段階に応じたエイズ及び性感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発、出前講座の充実に向けて、学校や庁内関係各課と連携 【今後の対応】 ・エイズや性感染症の蔓延防止に向けた普及啓発活動の充実  【課題】 ・学校や教育委員会、関係課との連携強化 【今後の対応】 ・学校等と連携を図り、より効果的な手法・内容を検討しながら事業を展開
13	教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	人権教育研修会の実施	全小・中学校の人権教育主任を対象とし、県や市の人権教育の方針、効果的指導法等について研修する。	学校教育	—	—	—	—	—	—	人権教育研修会の実施(参加者93人)	【課題】 ・県や市の方針を踏まえて毎年度、各学校の人権教育推進のための計画等の見直し・改善等 【今後の対応】 ・総合訪問等で各学校の計画を閲覧し、必要に応じて指導・助言	

# 基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

## 3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価			課題・今後の対応
(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進	●	14 事業者向け啓発事業	事業所向け出前講座の実施	広報うつのみやや各工業団地、事業者訪問などで事業者に出前講座の周知を図り、出前講座を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	事業者向け出前講座の開催(年0回)	【課題】 ・事業者向け出前講座開催についての周知 【今後の対応】 ・企業啓発セミナー等、事業者に有用な講座の提供に努める。	
			事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布	男女共同参画推進事業者集を発行し、関係機関や企業等に配布する。	男女共同	—	—	1,000部	—	—	ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック(情報集)を作成・配布(1,000冊)	【課題】 ・企業のワーク・ライフ・バランス取組促進に役立つ情報の積極的な提供 【今後の対応】 ・事業者集よりも内容を充実させた企業向けワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック(情報集)を関係各課と連携しながら配布・周知	
			「勤労者向けガイドブック(働くあなたのサポートガイド)」の作成と配布	勤労者向けガイドブック及び事業所向け啓発冊子を作成し、事業者、市民等に配布する。	商工振興	—	—	—	—	—	勤労者向けガイドブックの配布(4,000冊) 事業所向け啓発冊子の配布(3,700冊)	【課題】 ・中小、零細事業所は、各種制度や情報の認識不足があるため、幅広い周知啓発が必要 【今後の対応】 ・様々な機会を捉えて、広く効果的な周知活動を実施	
			企業啓発セミナーの実施	企業のワーク・ライフ・バランスの取組促進に向けたセミナーを開催する。	男女共同	—	—	—	—	—	企業啓発セミナーの実施(年2回、参加者63人)	【課題】 ・セミナー開催の周知方法と参加促進 【今後の対応】 ・企業にとって興味・関心の高い講座内容の企画、関係団体との連携による効果的な実施	
			ワーク・ライフ・バランス意見交換会の実施	経済団体や男女共同参画事業者表彰受賞企業等によるワーク・ライフ・バランスを推進するための手法や課題等について意見交換会を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	ワーク・ライフ・バランス意見交換会の実施(年1回)	【課題】 ・意見交換会で出された課題等の解決するための効率的・効果的な事業展開 【今後の対応】 ・関係課と連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた効率的・効果的な事業の検討	
	●	15 事業者訪問の実施	事業者訪問の実施	市内事業所の事業主や人事部門担当者等と面談し、ワーク・ライフ・バランスの推進の意義や重要性について理解を促すとともに、事業所の取組について実態を把握する。	男女共同	事業者訪問延べ件数	(延)250件	—	(延)66件 20・21年度	—	—	事業者訪問の実施(延0社)	【課題】 ・市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの推進の意義や重要性についての意識醸成 【今後の対応】 ・事業者訪問企業への後追い調査により一定の理解は得られたが、より多くの事業者へ意義や重要性を理解してもらうためワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布等の周知啓発
						【参考値】 ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック(情報集)の配布部数	—	—	1,000部	—	—	【参考値】 ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック(情報集)を配布(1,000冊)	
	●	16 ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援	ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組みたい企業に対してコンサルタントを派遣し、企業の現状把握とワーク・ライフ・バランス推進に向けた助言・指導・改善策提案等を行い、企業における具体的な取組促進を図る。	男女共同	—	—	—	—	—	—	ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの派遣(年0件)	【課題】 ・企業ニーズを踏まえたワーク・ライフ・バランス取組促進のための具体的な支援の提供 【今後の対応】 ・企業向けワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック等の配布等により、取組みへの周知・啓発を図る。
						きりり大賞受賞事業者延べ件数	(延)14件	(延)4件	7件	—	—	きりり大賞受賞事業者表彰の実施(延7社)	【課題】 ・より多くの事業者の応募を促進するようなメリットの検討 【今後の対応】 ・受賞事業者の取組について、市ホームページやポスター等の各種広報媒体を活用した積極的なPR
						【参考値】 事業者表彰受賞企業のPR回数	—	3回	3回	—	—	【参考値】 事業者表彰受賞企業のPR(年3回)	
	●	17 男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇	推進事業者の認証制度の構築	宇都宮CSR推進委員会によるワーク・ライフ・バランスなどの取組に対する評価も取り入れた認証制度の推進や、認証委員による企業認証など、「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」を推進する。	商工振興	—	—	—	—	—	「宇都宮まちづくり貢献企業制度」認証(認証企業数29社)	【課題】 ・地域に貢献する中小・小規模企業に配慮した、企業認証の仕組みの充実 【今後の対応】 ・外部委員の意見を踏まえた認証制度の充実 ・認証委員に対する研修を実施	
			推進事業者への優遇措置の検討	宇都宮CSR推進委員会による優遇内容検討(認証盾とマークの付与・ホームページ等による認証企業の広報・低利融資制度の運用など)により、「宇都宮まちづくり貢献企業」に対する優遇措置を検討する。	商工振興	—	—	—	—	—	—	「宇都宮まちづくり貢献企業制度」認証(認証企業数29社)	【課題】 ・事業所にとって魅力のある優遇措置の一環として、ホームページ紹介内容の充実 ・市民にもCSRや認証企業に関心をもってもらえるようにすること 【今後の対応】 ・外部委員の意見を聞きながら、さらに魅力のある優遇制度を検討 ・市民への啓発事業にも力を入れ、認証企業のイメージアップを図る

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標				取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度			評価
(1) 働き方の雇用環境の促進と		18 勤労者向け啓発事業	事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布(再掲)									
			「勤労者向けガイドブック(働くあなたのサポートガイド)」の作成と配布(再掲)									
			勤労者との意見交換会	勤労者との意見交換会を開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知を図るとともに、勤労者の意見を吸い上げ、ワーク・ライフ・バランス推進における現状やニーズをとらえる。	男女共同	—	—	—		勤労者との意見交換会の開催(年1回)	【課題】 ・意見交換会で出された意見や紹介された取組等を活用した、勤労者・市民への啓発手法の充実 【今後の対応】 ・勤労者・市民の興味や関心が高いテーマや参考になる取組等を啓発誌や市ホームページなどを活用し、PRに努める	
(2) 仕事と家庭生活などの両立支援の推進		19 保育所・幼稚園における多様な保育サービスの提供 ※次世代育成支援行動計画(H17-21)において定められた平成21年度の目標値	延長保育の実施	通常の保育時間を超えて、保育の実施を希望する保護者に対し、延長保育を実施する。 ・延長保育時間 30分～1時間(午後7時)	保育	延長保育の実施率%	※100%	99%	99%	◎	延長保育の実施(実施率99%) 【参考値】 延長保育の利用者延べ人数 (公立) 延34,029人 (私立) 延106,097人	【課題】 ・市民ニーズに対応するため、全園で実施 【今後の対応】 ・未実施園1園に対し、理解を求め実施するよう働きかける
			長時間延長保育の実施	通常の保育時間を超えて、保育の実施を希望する保護者に対し、長時間延長保育を実施する。 ・長時間延長保育時間 3時間(午後9時)	保育	長時間延長保育の実施か所数	※12箇所	3箇所	5箇所	△	長時間延長保育の実施(実施箇所3箇所) 【参考値】 長時間延長保育の利用者数 (延7,472人)	【課題】 ・市民ニーズに対応するため実施園を拡大 【今後の対応】 ・民間事業者に対し理解を求めながら、実施園の拡大を図る
			特定保育の実施(※21年度より一時保育から特定保育に制度変更)	就労・病気・介護等の理由により、月64時間以上の保育を必要とする乳幼児の保育を実施する。	保育	特定保育の実施か所数	※49箇所	48箇所	31箇所	△	特定保育の実施か所(31箇所) 【参考値】 特定保育の利用者数 (12,271人)	【課題】 ・保育の質を保ちながら本事業を実施 【今後の対応】 ・多様なニーズに対応しながら、実施園の拡大を図る
			休日保育の実施	就労形態が多様化している中、日曜日、祝日等においても、仕事や病気等のため、家庭での保育が困難な児童の保育を実施する。 ・開所日 日曜日、祝日、年末年始	保育	休日保育の実施か所数	※4箇所	1箇所	2箇所	△	休日保育の実施(実施箇所1箇所) 【参考値】 休日保育の利用者(554人)	【課題】 ・地域バランスに配慮した実施園の拡大 【今後の対応】 ・民間事業者に理解を求めながら、事業拡大を図る
			夜間保育の実施	就労形態の多様化、サービス産業の営業時間の延長などにより、夜間(午後10時まで)保育を実施する。	保育	夜間保育の実施か所数	※2箇所	1箇所	1箇所	△	夜間保育の実施(実施箇所1か所) 【参考値】 夜間保育の利用者(704人) (年間在籍数)	【課題】 ・地域バランスに配慮した実施園の拡大 【今後の対応】 ・民間事業者に理解を求めながら、事業拡大を図る
			病後児保育の実施	病気の回復期にある乳幼児を、一時的に病院等の施設で保育する。	保育	病後児保育の実施か所数	※4箇所	3箇所	4箇所	◎	病後児保育の実施(実施箇所4箇所) 【参考値】 病後児保育の利用者(1,151人)	【課題】 ・地域バランスに配慮した実施園の拡大 【今後の対応】 ・病院内の育児施設などに働きかけ、事業の拡大を図る

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標				取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度			評価
(2) 仕事と家庭生活などの両立支援の推進		19 保育所・幼稚園における多様な保育サービスの提供	広域入所の実施	増加する保育ニーズなどにより、行政区域を越えた保育需要に対応するため、近隣市町村との協議に基づき、市外児童の受入を行う。	保育	—	—	—	—	広域入所の実施(利用者数46人)	【課題】 ・関係市町との連携のもと、円滑な広域入所の案内 【今後の対応】 ・「保育所広域入所実施要領」に基づく広域入所の受け入れ	
			事業所内保育施設設置助成事業の実施	市内に事業所を有する事業主等が新たに設置する小規模な事業所内保育施設を対象施設とし、施設の建築費・施設の購入費・遊具等の購入費等の対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(ただし、500万円を上限)を補助する。	保育	—	—	—	—	事業所内保育施設設置助成事業の実施(補助対象事業所内保育施設0箇所)	【課題】 ・中小企業団体等への助成活用に向けた効果的なPR 【今後の対応】 ・市のホームページ等の掲載及びメディアを活用するほか、中小企業団体等へのPRを積極的に実施	
	20 地域における子育て支援活動の充実		ファミリー・サポート・センター事業の充実	会員組織のファミリーサポートセンターの運営	子ども未来	ファミリー・サポート・センター会員数	2,650人	1,700人	1,952人	○	ファミリー・サポート・センターの運営(会員1,952人)	【課題】 ・子どもを預かる協力会員の増加に向けた手法の検討 【今後の対応】 ・サービス内容の効果的な周知による利用率の向上
				【参考値】 ファミリー・サポート・センターの援助活動回数	—	—	6,726回	—	—	【参考値】 ファミリー・サポート・センターの援助活動回数(6,726回)	—	—
		保育ママ制度の実施	保育士又は看護師の資格を持つ、居宅内等で保育に欠ける3歳未満の児童の保育を実施する。 ・開所時間 8時30分～午後5時 ・対象 3歳未満の児童	保育	—	—	—	—	—	保育ママ制度の実施(認定者数8人)	【課題】 ・市域バランスを考慮した実施の拡大 【今後の対応】 ・広報紙・ホームページ等を活用した周知、ファミリー・サポート登録者等への説明会の実施	
		一時預かり保育事業の実施	保育所において乳幼児の一時預かり保育事業を実施する。	保育	一時預かり保育実施園数	—	—	—	—	一時預かり保育実施箇所数(3箇所)	【課題】 ・市民ニーズに対応するため実施園を拡大 【今後の対応】 ・民間事業者に対し理解を求めながら、実施園の拡大を図る	
		子育てサロンの拡充	地域の子育て家庭の交流の場を提供する子育てサロンを、基幹型施設(センター型)7箇所と小規模型施設(ひろば型)5施設において実施する。	保育	子育てサロン実施箇所数	—	—	—	—	子育てサロンの実施(12箇所)	【課題】 ・在家庭児支援等の充実・強化を図る 【今後の対応】 ・整備計画に基づき、今後も実施園の拡大を検討	
		なかよしクラブの実施	心身の発達に遅れがあると思われる幼児と保護者のための相談や生活指導、遊び、保育所児との交流等を行う。	保育	なかよしクラブの活動箇所数	—	—	—	—	なかよしクラブの実施(3箇所)	【課題】 ・関係機関との連携を図る 【今後の対応】 ・関係機関との連携をとって、地域の保護者への周知を図る	
		保育所の地域活動の推進	保育所などにおいて、地域住民との世代間交流、異年齢児交流等事業、育児講座等を実施する。	保育	地域活動実施園数	—	—	—	—	保育所における地域活動の推進(61箇所)	【課題】 ・地域との連携強化 【今後の対応】 ・保育園での活動促進とともに、地域における様々な行事等に積極的に参加するよう働きかける	
		保育所における園庭開放	週に1～2回保育所の園庭を解放し、地域の親子のあそび場の提供や育児相談を実施する。	保育	園庭開放を行った保育園の箇所数	—	—	—	—	保育所における園庭開放の実施(38箇所)	【課題】 ・民間園の実施拡大 【今後の対応】 ・民間事業者に対し理解を求め、実施の拡大に努める	
		宮っ子ステーション事業での活用	地域の大人たちの持つ多様な経験・技能を生かして、学校区で、放課後、児童に勉強やスポーツ、文化活動などの体験活動や交流活動の場を提供する「宮っ子ステーション事業」において、男性の持つ経験や技能を生かす。	生涯学習	—	—	—	—	宮っ子ステーション事業における男性の活動アドバイザーとしての参加(男性の参加者数 延293人)	【課題】 ・全小学校での早期実施や活動の充実に向けた、地域全体で子どもを育む意識の醸成 【今後の対応】 ・事業への積極的な参加を促すため、放課後子ども教室の活動事例などPR		

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項		
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価			課題・今後の対応	
(2) 両立支援と家庭推進		21 高齢者等の介護支援の充実	介護保険事業の着実な実施	「介護保険制度」の利用方法やサービス内容について情報提供を行うとともに、訪問介護や通所介護など、さまざまな介護サービスの提供を行う。	高齢福祉	—	—	—	—	—	介護保険事業の実施	【課題】 ・介護保険制度の理解促進 【今後の対応】 ・介護サービスを必要とする人に必要な介護サービスを提供できるよう、さらに普及啓発に努める。		
			地域包括支援センターの活用	市内25箇所の地域包括センターにおいて、介護に関する総合相談や、具体的な介護方法のアドバイスする家族介護教室などを実施しながら、高齢者やその介護者の支援を行う。	高齢福祉	—	—	—	—	—	家族介護教室の開催(年60回)	【課題】 ・地域や関係機関との更なる連携を図り、支援者の発掘に努め、教室への参加を促進 【今後の対応】 ・介護認定結果通知に教室の周知用のちらしを同封		
(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	●	22 男性の家庭生活への参画促進事業	ママパパ学級の開催	保健師・助産師・栄養士を講師とし、妊娠・出産・育児に関する講話、実習、グループワークを実施する。	子ども家庭	—	—	—	—	—	ママパパ学級の開催(参加者2,657人)	【課題】 ・夫婦での参加を可能にするため、土日開催の日程確保、プログラムの見直し 【今後の対応】 ・拠点と連携を図り、参加者のニーズに添った教室の運営を行う		
			ファザーリング(父親であることを楽しむ生き方)の推進	特に幼い子を持つ父親を対象に、宮っこフェスタにおけるファザーリング事業、父子チャレンジ講座、父と子の心へのこころ一言コンクールなどの啓発事業を実施する。	男女共同	父親を楽しむための講座開催回数	年3回	年3回	年3回	◎	父親を楽しむための講座の開催(年3回)	【課題】 ・家庭参画促進につながる実践的かつ有効な講座の実施 【今後の対応】 ・各家庭での日常的な取り組みにつながるよう、手法を検討しながら事業を実施		
			男性の家事講座の開催	男女共同参画推進センターにおいて、男性の家庭生活の自立のきっかけづくりになるような企画の講座を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	◎	【参考値】 父親を楽しむための講座の参加者数(78人)	【課題】 ・男性の家庭生活における自立を促進するための有効な講座の検討 【今後の対応】 ・家庭生活の中で実践に結びつけるため、更なる働きかけを実施	
		4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施(再掲)	啓発イベントの開催 作品コンクールの実施											
		8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施(再掲)	家庭教育情報誌の発行・周知 家庭教育啓発ビデオの作成と周知											
		9 家庭教育に関する学習機会の提供(再掲)	出前講座の開催											
	(4) 地域活動における男女共同参画の促進	●	23 男性の地域活動への参加・参画促進	地域活動促進講座の開催	男性の地域活動参加を促進するための講座を実施する。	男女共同	地域活動促進講座の開催回数	年2回	—	年0回	×	生涯学習センター等において、同種講座を実施	【課題】 ・男性の地域活動促進につながる効果的な講座の実施 【今後の対応】 ・他課における同種事業との整合を図りながら、効率的・効果的に実施	
みやシニア活動センター事業の実施				団塊世代を中心とするシニア世代の持つ、豊かな知識や経験を生かすことで、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援する。	高齢福祉	—	—	—	—	—	—	セカンドライフ支援講座の開催(年22回) シニア世代の地域デビュー講座(年3回)	【課題】 ・事業参加の促進 【今後の対応】 ・意識調査等の結果を踏まえ、事業の充実を検討	
うつのみや地域教育メッセの実施(人材かがやき支援事業の実施)				技術や知識を持った市民が、指導者等として地域活動に参画するきっかけづくりや、地域で教育活動を行っている者とのマッチングを図るためのイベントを開催する。	生涯学習	—	—	—	—	—	—	—	うつのみや地域教育メッセの開催(出展団体56団体)	【課題】 ・出展団体と来場者の増加と、生涯学習情報提供システムの活用促進につながるための周知方法の検討 【今後の対応】 ・地域人材育成の視点を取り入れながら、より参加しやすい事業実施や広報紙、市ホームページの活用等を検討しながら事業を実施
宮っ子ステーション事業での活用(再掲)														
		24 女性の視点を反映した地域づくりの促進	女性の視点を反映した防災(災害復興を含む)活動の促進	防災(災害復興を含む)活動への女性の参画を促進するため、自主防災会や防災訓練の場を活用し、女性の視点の重要性について意識啓発を行う。	男女共同	—	—	—	—	—	—	自主防災会や防災訓練における意識啓発講座(年1回)	【課題】 ・効果的な意識啓発事業の検討 【今後の対応】 ・大震災の教訓や事例等を踏まえながら、関係課と連携し、女性の視点の重要性について周知・啓発	
		自治会活動における男女共同参画の促進	班長、役員等の活動者の奨励や、自治会活動や事業等に女性の参加・参画を啓発し、活動の場を提供する。	みんなまち	—	—	—	—	—	—	単位自治会長の女性(17人)	【課題】 ・女性が自治会活動に更に参画できるような環境づくり 【今後の対応】 ・宇都宮市自治会連合会を通じて女性の積極的な登用が行えるような意識啓発を継続する		

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価			課題・今後の対応
け(4男)女共地域参画活動の促進		25 地域活動の担い手育成	まちづくり講習会の開催	まちづくり活動の大切さ、必要性、具体的な手法を学習体験できる場として講習会を開催する。	みんなまち	—	—	—	—	—	まちづくり講習会の女性参加(延57人)	【課題】 ・女性の更なる参加促進 【今後の対応】 ・講座内容等の充実を図るとともに、成果を活動に結びつけられる仕組みを検討	
			ボランティア養成講座の開催	DV被害者支援ボランティア養成講座を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	DV被害者支援ボランティアの活用(年0回)	【課題】 ・養成講座終了後のボランティア活動の取り組み方法 【今後の対応】 ・養成講座のあり方についての検討	
(5) 女性の多様なチャレンジへの支援	●	26 女性の再就職支援	女性のための再就職準備セミナーの開催	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを実施する。	男女共同	再就職準備セミナーの開催回数	年2回	年1回	年4回	◎	再就職準備セミナーの開催(年4回)	【課題】 ・再就職活動に一步を踏み出すためのきっかけをつくり、活動していくための情報を提供していくことが必要 【今後の対応】 ・セミナーを受講した女性が再就職活動に取り組むことができるようなスキルや情報を習得する講座を実施	
			マザーズサロンとの就職情報の連携	センター内にチャレンジコーナーを設け、求人情報や就職のための情報を提供する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	ハローワークの新着求人情報の提供(年46回)	【課題】 ・再就職等の情報を提供していることを対象者に対して更に周知が必要 【今後の対応】 ・対象者に、より多くの就職情報や関連情報を様々な手法で周知
			再チャレンジ相談の実施	男女共同参画推進センターにおいて、定期的にキャリアカウンセラーによる相談を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	再チャレンジ相談会の実施(年0回)	【課題】 ・ニーズが高い求人情報の提供が困難 【今後の対応】 ・ハローワークのマザーズサロンと共催し求人情報の提供も可能な相談会を実施
			再就職活動時の託児の実施	再チャレンジ相談や再就職準備セミナー受講時に、託児を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	再就職支援事業において託児を実施(実施した割合100%)	【課題】 ・セミナー受講時の利用の促進 【今後の対応】 ・子育て中の再就職希望者が気軽に参加できるようセミナー開催実施の際の託児について広く周知
		27 女性の起業支援	宇都宮ベンチャーズの運営	起業家支援施設「宇都宮ベンチャーズ」の運営や、宇都宮ベンチャーズ入居企業への支援、起業家育成セミナーや、起業家同士の情報交換の場である交流サロンなどを開催する。	産業政策	—	—	—	—	—	—	起業家支援講座・交流サロンの開催(年9回)	【課題】 女性参加者が少ないことから、より女性が参加しやすい事業内容や女性起業家への周知が必要 【今後の対応】 参加促進のため、事業内容の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、女性の起業家予備軍への効果的な周知を実施
		28 女性の政策・方針決定過程への参画促進	審議会等委員への女性の登用促進	市の審議会や委員会への女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針に参画できるよう、公募委員の募集の周知や、女性の登用のための積極的な働きかけを庁内関係各課に積極的に行う。	男女共同行政経営	審議会等委員の女性の割合	30.0%	23.5%	24.3%	○	各種審議会等への女性登用に関するPR(審議会等委員の女性の割合24.3%)	【課題】 ・各団体からの委員推薦や、特定の専門分野において女性の割合が少ないことなどにより、女性委員の登用が進まない分野への働きかけ 【今後の対応】 ・関係各課に対し、22年度審議会等における女性登用状況調査結果を周知するとともに、必要に応じて女性登用の意義等について話し合いの場を設けるなど、女性登用に関する理解促進を図る。	
	家族経営協定の締結促進		家族経営協定の締結促進のため、「うつのみや農委だより(きずな)」によるPR、家族経営協定推進会議(各関係機関調整会議)の開催、農家への個別訪問による家族経営協定の啓発・推進、家族経営協定書交付式の実施などを行う。	農業委員会事務局	—	—	—	—	—	—	農家個別訪問(30戸、家族経営協定数329件)	【課題】 ・家族経営協定について、農家への更なる理解浸透 【今後の対応】 ・うつのみや農委だより「きずな」の活用により、農家へ家族経営協定のメリットを周知 ・農業委員や関係機関との連携により家族経営協定の締結を促進	
		29 女性の人材育成と活用	リーダー養成講座の開催	市内で活躍する女性リーダーを育成するため、女性リーダー養成講座を開催する。	男女共同	リーダー養成講座の開催回数	2回	1回	4回	◎	リーダー養成講座の開催(4回)	【課題】 ・講座による養成後の人材活用 【今後の対応】 ・更なる男女共同参画の意識啓発及び推進活動への積極的な参加を促し、継続的に育成する講座を実施	
						【参考値】再就職準備セミナーへの参加者数	—	—	69人		【参考値】再就職準備セミナーへの参加者数(69人)		
						【参考値】リーダー養成講座の参加者数	—	—	159人		【参考値】リーダー養成講座の開催参加者数(159人)		



取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価		
(5) 女性の多様なチャレンジへの支援		29 女性の人材育成と活用	海外研修への派遣	栃木県主催の海外研修(次世代人材づくり事業)に市民を派遣する。	男女共同	—	—	—			海外研修への派遣(0人)	【課題】 ・時代に即した人材育成事業の実施 【今後の対応】 ・栃木県の事業見直しにより、海外研修から国内研修に変更し実施
			各分野での活用促進	審議会等委員の募集情報を提供し、公募委員への募集を働きかけたり、ときめく未来へ参画会議の実行委員への登用や各種イベント等への参加促進など、能力の活用を積極的に行う。	男女共同	—	—	—			・女性委員登用率向上に向けたアンケート調査の実施 ・女性委員登用率向上に向けた依頼通知 ・審議会等における女性の登用率が低い所管課に積極的改善措置を依頼	【課題】 ・専門分野等における低い女性の登用率 【今後の対応】 ・関係各課への継続的な積極的改善措置についての働きかけ
			女性のチャレンジ事例集の発行	身近な女性の多様なチャレンジの事例を集めた「女性のチャレンジ事例集」を発行し、関連施設へ配布する。	男女共同	—	—	—			女性のチャレンジ事例集の発行(1,000部)	【課題】 ・より充実した事例集になるよう検討が必要 【今後の対応】 ・身近な事例を取り上げながら、様々な業種へのチャレンジやポジティブアクションへの意識啓発になるよう事例集を充実

## 基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり

### 4 女性に対する暴力根絶への取組

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価		
(1) 女性に対する暴力防止のための啓発		30 女性に対する暴力防止のための啓発	講座・講演会の開催	DVへの理解を促進するための講座・講演を実施する。	男女共同	—	—	—			講座・講演会の開催(年6回、1,060名)	【課題】 ・より多くの市民にDV防止や女性の人権尊重について周知啓発ができるよう効果的な事業の実施 【今後の対応】 ・自主講座や出前講座の積極的な実施、参加促進のための周知
			リーフレットなどによる啓発	男女共同参画情報誌や広報うつのみや、女性に対する暴力防止のリーフレットなどにより啓発する。	男女共同	—	—	—			DV防止リーフレットを配布(2,000枚)	【課題】 ・DV防止に向けて、より効率的・効果的な啓発事業の実施 【今後の対応】 ・DV根絶強化月間における重点的・集中的な啓発事業の実施 ・メディアへの積極的なプレスリリースを実施、啓発物品の工夫
			若者向けの暴力防止のための啓発(再掲)									
		● 31 DV根絶強化月間の実施	DV根絶強化月間中の啓発	うつのみやDV根絶強化月間(11月)において、街頭キャンペーンの実施や啓発パネルの展示、DV相談窓口周知ステッカーの貼付、DV根絶のための啓発講座の開催、広報紙による啓発など、重点的・集中的に啓発事業に取り組む。	男女共同	DV根絶強化月間における啓発事業数	3事業	—	7事業	◎	「うつのみやDV根絶強化月間」における啓発事業の実施(7事業)	【課題】 ・DV被害についてより多くの市民に認識してもらえるような啓発事業の実施 ・DV被害者へのより効果的な相談窓口の周知 【今後の対応】 ・DV根絶強化月間において、民間団体等と連携しながら、街頭キャンペーンなど様々な手法で啓発事業を実施 ・DV防止ステッカーの貼付やDV相談カードの配布など周知方法を工夫
						【参考値】 街頭キャンペーンにおける啓発物品の配布数	—	—	1,200枚		【参考値】 街頭キャンペーンにおける啓発物品の配布数(1,200枚)	

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項		
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価			課題・今後の対応	
(2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化		32 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進	DV対策基本計画の策定	配偶者からの暴力の防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、DV対策基本計画を策定する。	男女共同	—	—	—	—	—	平成22年3月に策定済	【課題】 ・第2次男女共同参画行動計画とDV対策基本計画の進行管理や計画改定業務の効率化 【今後の対応】 ・第2次男女共同参画行動計画とDV対策基本計画の進行管理及び計画改定の手法の効率化について検討		
	●	33 配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実	配偶者暴力相談支援センターの設置と相談の充実	配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者の相談支援体制を充実する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	・平成20年4月に女性相談所において配偶者暴力相談支援センター業務を開始 ・DV相談、一時保護・保護命令制度等の助言や支援に取り組む	【課題】 ・個々の相談事案の複雑・多様化 ・親権や養育問題など早急に解決すべき法律問題に直面する相談事案への対応 【今後の対応】 ・DV被害者に特化した無料法律相談の実施	
			配偶者暴力相談支援センターの周知	相談先周知用パンフレットの配布や相談先周知用ステッカーの貼付などにより相談窓口を周知する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	周知用リーフレットの配布(2,000枚)	【課題】 ・どこに相談してよいかわからない被害者に、安心して相談できる窓口があることを周知 【今後の対応】 ・DV根絶強化月間の他、スクールカウンセラー・民生委員等の研修など様々な機会を活用して、相談窓口を周知	
			相談員の質の向上	国、県等の開催する研修や国のアドバイザー派遣制度を活用し、相談員の資質の向上に努める。	男女共同	—	—	—	—	—	—	スーパーバイザーによる研修会の実施(1回)	【課題】 ・被害者が抱える個々の事案に応じて、適切な助言や支援を行えるよう相談員の資質を向上 【今後の対応】 ・相談員の専門研修会への派遣等による研修を実施	
			外国人被害者への適切な対応	国際交流プラザなどの関係機関と連携し、外国人のDV被害者の相談に適切に対応する。	男女共同 国際交流	—	—	—	—	—	—	外国人のDV相談(6件)	【課題】 ・外国人被害者からの相談に対する適切な相談対応 【今後の対応】 ・国際交流プラザとの連携による、通訳者を介した相談体制を整備	
			女性のためのカウンセリングの実施	女性のカウンセラーによるカウンセリングを実施する。	男女共同	女性のためのカウンセリング実施回数	35回	23回	23回	—	—	女性のためのカウンセリング実施(23回)	【課題】 ・心理的ケアが必要な相談者に対する適切な対応 【今後の対応】 ・今後も、DV被害者を含め、様々な悩みを持った女性を心理的に支援するため女性のためのカウンセリングを実施	
			女性のための法律相談の実施	女性の弁護士により月1回(4枠)法律相談を実施する。	男女共同	—	—	—	—	—	—	—	女性のための法律相談の実施(43回)	【課題】 ・法的な支援が必要な相談者に対する適切な対応 【今後の対応】 ・離婚、DV被害、相続などの諸問題に悩む女性の問題の解決のため、女性のための法律相談を実施
			DV被害者支援ボランティアによる支援	DV根絶強化月間中に、DV被害者支援ボランティアと連携して、DV防止啓発活動事業を行う。	男女共同	—	—	—	—	—	—	—	ボランティアと連携によるDV防止啓発事業の実施(0回)	【課題】 ・DV被害者ボランティアの養成と連携手法 【今後の対応】 ・DV被害者支援ボランティアとの連携による啓発事業等の検討
		30 女性に対する暴力防止のための啓発(再掲)	講座・講演会の開催 リーフレットなどによる啓発 若者向けの暴力防止のための啓発											

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価		
(2) 配偶者からの暴力化の被害者への支援体制	●	31 DV根絶強化月間の実施(再掲)	DV根絶強化月間中の啓発事業の実施									
		34 関係機関との連携	民間シェルターとの連携	DV被害者支援における連携を図るとともに、DV被害者の緊急一時保護及び相談支援を実施している民間シェルターに対し、運営費補助金や自助グループ事業補助金などの助成を行う。	男女共同	—	—	—	—	民間シェルターへの入所(入所:大人11人、子ども5人)	【課題】 ・官民が協働でDV対策に取り組み、互いの特性を活かしながら、被害者に継続的で質の高い支援の実施 【今後の対応】 ・民間シェルターやステップハウスの運営、自助グループ事業に対する一体的な助成と、DV防止啓発や被害者支援事業等における更なる連携	
			DV対策関係機関ネットワーク会議による連携	年2回の会議を開催し、関係機関の相談状況や扱った事案について情報交換を行い、連携を深める。	男女共同	—	—	—	—	DV対策関係機関ネットワーク会議の開催(2回)	【課題】 ・関係機関との連携により、情報を共有することによる、被害者に対する的確で迅速な対応 【今後の対応】 ・関係機関の相談状況や扱った事案について情報・意見交換を行い、連携を強化	
		宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の運営	年2回の会議のほか、事案検討が必要なときに随時会議を行う。	男女共同	—	—	—	—	宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の開催(2回)	【課題】 ・関係部署との連携により、情報を共有することで、被害者に対する的確で迅速な対応ができるようにすること 【今後の対応】 ・年2回の会議の他、事案検討が必要なときに随時会議を開催		

## 基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり

### 5 男女の生涯にわたる健康づくり

取り組むべき施策	施策・事業		具体的な取組	事業概要	主管課	目標					取組状況(22年度)	特記事項	
	重点	施策・事業名				活動指標	目標値(24年度)	計画策定時(19年度)	22年度	評価			課題・今後の対応
(1) ライフステージに応じた健康支援	●	35 男女の年代ごとの健康支援	夫婦で聴く健康講座の開催	夫婦お互いの健康についての講話や健康な体づくりなど、夫婦で聴く健康講座を実施する。	男女共同	夫婦で聴く健康講座の開催回数 【参考値】 夫婦で聴く健康講座の参加者数	2回 —	— —	0回 0人	×	生涯学習センター等で同種健康講座を実施	【課題】 ・パートナーの健康を理解するきっかけづくりとなるような講座の開催 【今後の対応】 ・男女の身体的特質を踏まえた健康講座等の実施	
			がん検診の実施	個別健診及び集団健診を実施し、前立腺・婦人がんを早期に発見する。	健康増進	—	—	—	—	—	前立腺・子宮・乳がん検診の実施(受診者総数 41,237人)暫定数	【課題】 ・子宮がん、乳がん検診については、女性特有のがん検診推進事業に伴い、特定の年齢の女性に対して無料クーポン券の配布等があり、受診者数の増加につながったが、まだ受診者数は低い状況である。 【今後の対応】 ・健診体制の整備や継続受診へとつなげる啓発普及を実施	
			女性の健康力アップ事業	女性特有の疾患の予防や、ライフステージに応じた健康づくりを実践していくため、各種講座やピンクリボンキャンペーンなどに取り組む。	健康増進	—	—	—	—	—	・女性の健康力アップ講座の開催(震災のため中止) ・ピンクリボンキャンペーンの実施	【課題】 ・子宮がん・乳がんの早期発見・早期治療のため、自己触診の啓発や検診受診勧奨 ・市民が自らの健康に照らし合わせ、問題解決のための適切な行動をとれるようにすること 【今後の対応】 ・女性を中心とした多くの市民に対して、子宮がん・乳がんの早期発見・早期治療に関する正しい知識の普及啓発 ・女性の健康管理についても的確な情報を提供できるよう、講演会や普及啓発イベントを継続的に実施	
			ママパパ学級の開催(再掲)										
			妊婦健康診査の実施	妊婦に母子健康手帳交付時に受診票(14回分)を交付し、医療機関で健診(保険診療外)を受診する際の費用の一部を公費で負担する。	子ども家庭	—	—	—	—	—	—	妊婦一般健康診査の実施(利用率81.2%)	【課題】 ・妊娠中の健康管理を適正にできるようにしていくため、利用率の向上を図る 【今後の対応】 ・今後も妊娠届出時に定期的な受診を勧奨するとともに、市民へ助成拡充について周知
			不妊に悩む人への支援	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた法律上の婚姻をしている夫婦に対して、治療費の一部を助成する。 助成金額:1年度あたり1回上限25万円 通算5年間助成 年度2回まで。	子ども家庭	—	—	—	—	—	—	特定不妊治療費助成(471件)	【課題】 ・所得の制限や助成対象治療の限定があり、子どもを望む多くの家庭が子どもを持てるよう制度の拡充を図ること 【今後の対応】 ・国の動向を探りながら、現行制度の周知徹底
	12 若者への性教育の充実(再掲)	「性教育サポート事業」の実施 エイズ予防啓発普及活動、性といのちの健康教育出前講座の実施											